

第 2 日

1. 平成26年 5 月 8 日 午前10時00分招集
2. 平成26年 5 月 8 日 午前10時03分開議
3. 平成26年 5 月 8 日 午後 5 時28分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 曉	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	松 尾 憲 成
会 計 管 理 者	隅 部 久美子	税 務 住 民 課 長	石 原 民 也
健康福祉課長	堤 一 徳	経 済 課 長	坂 本 政 明
建 設 課 長	池 田 宝 生	学 校 教 育 課 長	吉 田 収
社会教育課長	有 富 孝 一	福 祉 課 長	坂 本 誠 司
事 業 課 長	山 下 仁	町 立 病 院 事 務 長	豊 後 正 弘

12. 議事日程

日程第1 議長の選挙

追加日程第1 副議長の選挙

追加日程第2 議席の一部変更

追加日程第3 常任委員会委員の選任

追加日程第4 議会運営委員会委員の選任

追加日程第5 政治倫理調査会委員の選任

- 追加日程第6 発議第1号 広報調査特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第7 有明広域行政事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第8 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 追加日程第9 所信表明
- 追加日程第10 同意第1号 監査委員の選任について
- 追加日程第11 承認第1号 専決処分の承認について
(平成25年度和水町一般会計補正予算(第8号))
- 追加日程第12 承認第2号 専決処分の承認について
(平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第5号))
- 追加日程第13 承認第3号 専決処分の承認について
(平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第4号))
- 追加日程第14 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第15 閉会中の継続調査について

開議 午前10時03分

- 臨時議長(森潤一郎君) 御起立願います。おはようございます。
御着席ください。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 議長の選挙

- 臨時議長(森潤一郎君) 日程第1、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
(議場を閉める)
ただいまの出席議員数は14名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番豊後力君、及び5番荒木政士君を指名します。
投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
(事務職員が議員へ投票用紙を配付する)
投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶもの多数)
- 臨時議長(森潤一郎君) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
(議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。豊後力君、荒木政士君、開票の立会いをお願いします。

(立会いのもとに事務局が開票事務を行う)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、小山暁君7票、荒木政士君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、小山暁君と荒木政士君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。小山暁君及び荒木政士君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。番号の小さい順にくじを引くこととなります。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。番号の小さいほうが当選人となります。くじは抽選棒で行います。

豊後力君、荒木政士君、くじの立会いをお願いします。

(「議長」と呼ぶものあり)

11番、池田龍之介君。

○11番(池田龍之介君) その開票立会人じゃいかんと思いますけど、当選人が開票立会人じゃおかしいんじゃないですか。

○臨時議長(森 潤一郎君) それは、どがんなつとね。

○11番(池田龍之介君) そういうのは臨機応変で代えるべきだと思いますけど。

○臨時議長(森 潤一郎君)

(「議長、休憩ば」と呼ぶものあり)

○臨時議長(森 潤一郎君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時23分

○臨時議長(森 潤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、事務局のほうで、県のほうの御意見もお聞きしました結果、そういう場合は、皆さんにお諮りして、もう代えないほうがいいでしょうということでしたけど、決定権はこの議会上にあると思います。ですから、これはあくまで県の考えでありまして、法律上そのへんが、こう決めて

あるということではないようです。ですから、そのへんについてちょっとお諮りしますが、先ほどの池田議員の発議の御意見に賛成の方、あるいは、いややっぱり、県のほうは最初のまんまでいって、そして当選人がくじを引くのはやむを得ないだろうという意見でした。その二通りで、今苦慮をしておるところでありますので、そのへん皆さんにお諮りしながら進めていきたいというふうに思いますけど、それで御意見ございませんでしょうか。

一応二つの案という形になります。

いわゆる、立会人をそのままか、あるいは立会人を代えるか、どっちのほうで臨むかということをお諮りしたいというふうに思いますけど、御意見がございましたら述べていただきたいというふうに思います。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） もう県のほうが、そがんやって代えんでいいと言うならですよ、そのまま進んでいけばいいんじゃないですか。私はそのように思います。

○臨時議長（森 潤一郎君） ほかに御意見ございませんか。

じゃあ、私も非常に苦しみますので、この問題について、このまま進めていくか。あるいは池田議員の御意見のほうをとるか、決をとりたいと思いますので、採決をしたいと思いますので、御協力をお願いします。

県の御意見のほうをとる、このまま進めていくという案に賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○臨時議長（森 潤一郎君） ここで、いわゆる立会人を次の6番、松村慶次君にお願いするという案で賛成の方、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○臨時議長（森 潤一郎君） はい、ありがとうございました。

それでは、2案のほうで賛成多数という形になりましたので、立会人の変更をいたします。

荒木政士君の代わりに、立会人を6番、松村慶次君にお願いします。

小山暁君と荒木政士君、くじを引いていただきます。

豊後力君、松村慶次君、くじの立会人をお願いします。

くじの抽選を行います。

小山暁君、荒木政士君。

（立会いのもとくじを引く）

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。まずはじめに、小山暁君、次に荒木政士君、以上のおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

小山暁君、そして荒木政士君、くじを引いてください。

（立会いのもとくじを引く）

くじの結果を報告します。くじの結果、荒木政士君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、議長に当選されました荒木政士君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) 荒木政士です。ただいま議長より当選の告知を受けました。先般の会議より、また今回、本当に皆様方には申し訳ございませんけれども、私の諸事情、一身上の都合もございまして、辞退させていただきます。

また、今後の投票におきましても、皆様方の御理解をいただきたいというふうに思っております。申し訳ございません。

○臨時議長(森 潤一郎君) これより、暫時休憩に入りたいと思います。

議員の皆さんは、控室のほうへ全員お集まりください。

会議時間の開始につきましては、追って通知をしたいと思います。

休憩 午前10時34分

再開 午前11時39分

○臨時議長(森 潤一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて議長選挙を行います。

その前にお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。議長に杉本和彰君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました杉本和彰君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○臨時議長(森 潤一郎君) 異議なしと認めます。ただいま指名しました杉本和彰君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました杉本和彰君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定

によって、当選の告知をします。議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

議長 杉本和彰君

○議長（杉本和彰君） 杉本でございます。ただいま指名で、まだまだちょっと日本語がうまい具合に見つかっていないんですが、和水町の諸混乱をなくして、14名の議員一丸となって、我が町、そして町民のために一生懸命頑張りますので、またよろしく願いいたします。すみません。

（拍手）

○臨時議長（森 潤一郎君） 杉本和彰議長、議長席へお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。

議員諸君の御協力を改めまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（杉本和彰君） それでは、これより私が議長の職務を執らせていただきます。

議員の皆様のお協力をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午後は、午後1時から始めます。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時02分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付しております追加日程表のとおり、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1、副議長の選挙から、追加日程第14、同意第2号、教育委員会委員の任命についてまでの14件を追加することに決定しました。

追加日程第1 副議長の選挙

○議長（杉本和彰君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

(「議長」と呼ぶものあり)

11番 池田龍之介君

○11番(池田龍之介君) 議長推選ということですが、議員控室で全協の形の中で、話が出た人が議長が推選されると思います。それに、その人については、私は何も申しませんが、議会の活性化を考えるならば、副議長経験者であられる方をまた副議長にというのはいかなものかと思います。

あえて指名を申せとおっしゃれば、指名を申しますけれども、そのところをもう一度この場でお諮りいただきたいと思います。

○議長(杉本和彰君) 暫時休憩します。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時09分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長推薦に異議がありましたので、投票による選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいま出席議員数は14人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、森潤一郎君及び8番、高巢泰廣君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(「・・・」と呼ぶものあり)

先ほど、議長のときにされてる。

(「松村議員は・・・」と呼ぶものあり)

休憩します。

休憩 午後1時11分

再開 午後1時13分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正いたします。立会人に2番、森潤一郎君及び7番、小山暁君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

（事務局職員が議員へ投票用紙を配付する）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議員席に向かって、何も入っていないことを確認し演壇に置く）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 投票漏れは、なしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。森潤一郎君、小山暁君の開票の立会いをお願いします。

（立会いのもとに事務局が開票事務を行う）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0です。

有効投票のうち荒木拓馬君9票、小山暁君5票、以上とおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、荒木拓馬君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場を開く）

ただいま、副議長に当選されました荒木拓馬君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長当選の承認と就任のあいさつを求めます。

副議長 荒木拓馬君

○副議長（荒木拓馬君） ただいま副議長選挙で選出されました荒木拓馬です。

杉本議長を補佐し、議会のスムーズな運営に努力してまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。お世話になります。

（拍手）

○議長（杉本和彰君） ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時35分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 議席の一部変更

○議長（杉本和彰君） 追加日程第2、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元にお配りしました議席表のとおりです。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（「議長」と呼ぶものあり）

11番 池田龍之介君

○11番（池田龍之介君） 事務打合せ時から、いろいろ議席について御意見がっております。私は、和水町に、議会ですので、和水町になったとき、合併当初から議員をされている方、いうならば3期生の方々です。その方々が旧町時代に議員をされている。それは、先輩議員としての礼を尽くす意味から、その席次順番号は考慮すべきであると思います。しかし、私は、もう合併して8年後、今回議員に当選いたしました。和水町議会議員としては、新人ですので、年齢からいけば2番が適当じゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君） 休憩いたします。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時38分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の池田議員の趣旨なんですが、会議規則の第4条にあります議員の議席は、一般選挙後、最初の会議において議長が定める。2、一般選挙後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定めるとありますので、御了承ください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時39分

再開 午後3時45分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 常任委員会委員の選任

○議長（杉本和彰君） 追加日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、正副委員長の互選があつておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員長松村慶次君、副委員長荒木政士君、厚生常任委員長杉村幸敏君、副委員長蒲池恭一君、建設経済常任委員長高巢泰廣君、副委員長小山暁君、以上のとおり決定しました。よろしく願いいたします。

追加日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長(杉本和彰君) 追加日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副会長の互選があつておりますので、報告いたします。

委員長小山暁君、副会長荒木政士君、以上のように決定しました。よろしく願いいたします。

追加日程第5 政治倫理調査会委員の選任

○議長(杉本和彰君) 追加日程第5、政治倫理調査会委員の選任を行います。

お諮りします。政治倫理調査会委員の選任については、政治倫理に関する条例第11条第2項の規定によって、議長が会議に諮って選任することになっております。

お手元にお配りしましたとおり選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって、政治倫理調査会委員は、お手元に配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副会長の互選があつておりますので、報告いたします。

会長笹淵賢吾君、副会長杉村幸敏君、以上のとおり決定しました。よろしく願いいたします。

追加日程第6 発議第1号 広報調査特別委員会の設置に関する決議

○議長(杉本和彰君) 追加日程第6、発議第1号「広報調査特別委員会の設置に関する決議」を議題とします。

本件について、提出者から趣旨説明を求めます。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 広報調査特別委員会設置に関する決議を申し上げます。

名称、広報調査特別委員会、設置の根拠、地方自治法第109条及び和水町議会委員会条例第5条、目的、議会広報の編集及び発行に関する調査、委員の定数6名、調査の期限、本設置目的が終了するまでとし、議会の閉会中も継続し、調査できるものとする。

提出の理由でございます。本町自治における議会の果たす役割と、責務は重大であり、その活動状況については、一層の情報公開を図り、町民の理解と関心を高めることが必要である。そのための議会の審議、活動状況の周知において、重要な手段である議会広報の発行及び編集、その他広報に関する事項について調査研究を行うため、広報調査特別委員会を設置する。これが趣旨でございます。

○議長（杉本和彰君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。お諮りします。

ただいま設置されました広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、広報調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長の互選がっておりますので、報告いたします。

委員長に豊後力君、副委員長に蒲池恭一君、以上のとおり決定しました。よろしく願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時56分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を行います。

追加日程第7 有明広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（杉本和彰君） 追加日程第7、有明広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに
決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしま
した。

有明広域行政事務組合議会議員に、池田龍之介君、蒲池恭一君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました池田龍之介君、蒲池恭一君を有明広域行政事務組合議会議員の当
選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました池田龍之介君、蒲池恭一君が有明広域行政事務組合議会
議員に当選されました。

ただいま、有明広域行政事務組合議会議員に当選されました池田龍之介君と蒲池恭一君が議場
におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。

有明広域行政事務組合議会議員当選の承認及び就任のあいさつを求めます。

まず池田龍之介君。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 10番池田です。皆様の推薦によって、このたび有明広域事務組合議会
議員として選出されました。和水町議会の議員と名に恥じないように務めてまいりたいと思いま
すので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 同じく、蒲池恭一君。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） ただいま御推薦いただきました蒲池恭一でございます。この地域のため、
有明広域の中で発言をし、しっかりと務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い
申し上げます。ありがとうございます。

追加日程第8 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（杉本和彰君） 追加日程第8、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

はじめに、選挙管理委員の指名を行います。選挙管理委員に坂口益章君、上原常博君、田中正邦君、内野祐治君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名いたしました坂口益章君、上原常博君、田中正邦君、内野祐治君、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。選挙管理委員補充員に、1番益田俊廣君、2番渡辺進一君、3番舩津秀澄君、4番北原正司君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名いたしました1番益田俊廣君、2番渡辺進一君、3番舩津秀澄君、4番北原正司君、以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時20分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第9号 所信表明

○議長（杉本和彰君） 追加日程第9号、所信表明。ここで、4月16日に和水町長に就任されました福原秀治町長に所信表明をお願いいたします。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 福原でございます。先の町長選挙におきまして、はからずも町民の皆様のご支援を賜り、去る4月16日の町長就任式を経て、和水町2代目の町長を拝命し、町政の重責を担わせていただく運びとなりました。私如きをこの町の旗振りとして御指名いただきました町民の皆様に、改めて厚く御礼を申し上げますと共に、その御期待に違えることなく、あくまでも公正に、あくまでも公明に、ひたすら町民の皆様の想いにお応えすべく、これからの4年間、この身の全身全霊を傾けて参りますことを、この場をお借りいたしまして、お誓いを申し上げますのでございます。

また、この初議会に際しまして、ご参会の14名の町議会議員の皆様に対し、そのご当選に心からのお祝いを申し上げ、併せまして、議員各位におかれましては、何卒この福原に対するお励ましと、お力添えを賜り、町民の皆様の望まれる行政運営が実現できますよう衷心より御願ひ申し上げます次第でございます。今般の議会人事のご審議に際しましては、議員各位の様々なご主張もあり、紆余曲折を経ることになりましたが、結果といたしまして、円満なるご採択を賜り、新たな町政の船出をいたすことができます。皆様の並々ならぬお骨折りに対し、心から御礼を申し上げますと共に、議上高く掲げられた聖徳太子ゆかりの「和を以て貴しと為す」の訓戒を改めて胸に刻したいと存ずるものでございます。更には、順序が後先になりますが、和水町初代町長として2期8年に亘り、重責を担っていただきました坂梨豊昭前町長の町政にかけるご尽力とご功績に対し、全町民を代表いたしまして心からの感謝を申し上げたいと存じます。2町合併の混乱期にあつて、その舵取りにも極めて多難なものがあり、また苦悩を伴う8年であつたればこそ、ご労苦も如何ばかりであつたかとお察しを申し上げ、御礼と共に限りなき敬意を献ずるものでございます。誠に、誠にありがとうございました。この坂梨初代町長の御名を汚すことのなき様、精根を据え力を尽くして参りたく決意をいたしております。

恒例により、町政を担わせていただくに当たっての所信を申し述べさせていただきます。

まずは、先ほど菊水中学校において、この町が尊い若い命を失った出来事に対する第三者調査委員会による調査報告がなされております。町長就任後の日も浅く、調査報告書の読み込み精査が充分ではない段階ではありますが、いずれにいたしましても自主調査が充分であつたのか、対応と結論に至る経緯が如何にも拙速ではなかつたのか。そして、直接の当事者であられるご遺族をはじめ、多くのご関係の皆様への配慮に不足はなかつたのか、これらの疑念が生じたことに対する叱責を免れるものではない、これが今の私の率直な思いであります。

今後は、早急に教育長、教育委員会、学校現場ともども調査報告書を真摯に精査し、あるべき姿の善後策を検討し、委員会報告内容のご報告、ご説明等々を進めて参りますけれども、まずはご本人並びにご遺族の皆様、「無念の想い」をお与えしましたことに対し、誠を捧げ、冒頭お詫びを申し上げます。

さて、所信の本論でございます。選挙期間中から申し述べてまいりましたけれども、私には行政経験も議会経験もありません。したがって、今のところ上手に、スマートに町政を取り仕切る器量は、自ら望むべきありません。あるのはただ一つ、この和水町の町政を「町民の皆様の想いや願いを汲み取り、誠を心で確かめながらでき得る限り施政並びに行政方針に反映させていき

たい。」その強い思いだけであります。私は、この町の歴史に名を刻むような誉れ高い町長になろう、またなれるなどとは毛頭考えてはおりません。私の目指す町長像は、260余名の職員全員と肩を抱き合い、スクラムを組み、町民のために、もがき悩み、ひたすら泥臭く汗をかき、恥をかき、奮励努力する行政の姿を誇りにできるような、そして、職員全員が持てる力を存分に発揮してくれるような、そんな町長でありたいと、強く願って止みません。このことは、初登庁に際する職員諸氏に対する言葉の中でも、申し伝え、且つ協力をお願いをいたしたところでございます。恐らくは、職員諸氏も「私の思い」を必ずや理解してくれ、惜しみなく力を貸してくれるものと信じて疑いません。和水町の多くの町民、全ての職員、執行部全員を代表いたしまして、議会と議員お一人お一人に対し、限りない叱咤激励と力強いご助力を賜りますよう御願いを申し上げます次第でございます。

さて、消費税の増税、T P P への対応、膨らむ国の借金、減少に向かう地方交付税、心もとない社会保障財源等々、地方自治体と住民の不安は尽きず、景気好転の実感にも極めて乏しい現況にあります。私たちの和水町も他の中山間地と同様に農林業など1次産業の衰退、人口の減少、少子高齢化と、町づくりの基幹となる重要な課題が山積し、限界集落の危機に瀕している地域さえございます。本日、私にいただきました所要時間の関係もあり、本臨時議会におきましては、概要のみに留めさせていただきますが、町民の生活基盤の安定、人口減少の歯止め、行政の刷新のためにどうしても手がけなくてはならない挑戦をいたしたい五つの方針がございます。

一つ目は、農林業を中心とする地場産業の維持・育成と企業誘致を柱として、雇用を確保し、町民所得増加のための諸施策であります。2番目は、横の連携を重要視したまちづくりを柱とし、定住を促し、生活基盤を強化するための諸施策でございます。

3番目、未来豊かな子どもたちの公平な人権を守り、また日本を守り、この町を支えていただいたお年寄りにご恩返しができるような諸政策。

4番目、この町の持つ大切な史跡・歴史を重んじ、町民文化の高揚に資すると共に、広い視野の涵養に資するべき諸施策でございます。

最後でございます。町民負担の低減、町民の真の行政参画、真正な情報発信のための組織補強や真摯な検討するための行財政の改革、この五つでございます。

しかしながら、この方針・施策を現実のものとするための必要条件として、予算・財源の確保が不可欠であります。そのためにこそ、町民の皆様との大きな約束であります「菊水地区小学校統合事業費の削減」を、どうしてもやり遂げさせていただきたいと切にお願いいたすものでございます。できるものであれば、子供たちに新築の校舎を与えてやりたい。この思いは恐らくは全町民が皆同じであり、私とてなんの違いがございませうか、全く同じ思いであります。しかし、人口減少が進み、過疎化が進み、それぞれの地域の維持が急速に困難になりつつあるこの町の町民の生活安定を図ることも更に喫緊の課題であることに相違はありません。子供たちの切磋琢磨する力をつけるための、また保護者の皆さまの強い願いでもございます「複式学級の速やかな解消」は、最優先で進めなくてはなりません。そのことに意を尽くしながら、この町の体力、総合的な真の財力に鑑み、既存校舎の耐震改修による小学校統合を進めて参りたく存ずるものでござ

います。

議員の皆様方にはご意見や創意工夫の手助けを賜り、お力添えをいただきますよう伏してお願いを申し上げます。

最後に申し上げます。確かに、私は選挙により町政を担わせていただくこととなりました。しかしながら、投票の約半数は、また違ったご意志でありました。私はこの事実を厳粛に受け止め、町政の運営に意を尽くして参りたいと肝に銘じております。右だ左だはもういい、悪しきこだわり、確執、しがらみには、もう別れを告げましょう。私ども職員、執行部においても、そして、議会におかれましても、今こそノーサイドの笛を共に吹き鳴らそうではございませんか。多くの町民がまさにそれを待ち望み期待をしております。必要なのは、ただ一つ、町民の皆様への思いに応えられるのか。この町の将来に何がプラスで何が必要なのか、私はただそれだけだと考えるものでありますし、多くの皆様がそのようにお思いではないだろうかと拝察いたすものでございます。これからの和水町の行政は、まっしぐらに公明正大への道を進まなくてはなりません。山積する難題に1万1,000町民が総力で取組まなくてはなりません。町民の全ての皆様、その代表者たるすべての議員の皆様に対して、どうか「チーム和水」のかけがえのない一員とおなりいただき、この町の確かな存立、発展のためのお力添えを一心にお願い申し上げます、誠に稚拙ではございますが、所信の表明とさせていただきます。平成26年5月8日、和水町町長、福原秀治。

ありがとうございました。

(拍手)

○議長(杉本和彰君) 福原町長には、和水町の振興、発展のため御尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

追加日程第10 同意第1号 監査委員の選任について

○議長(杉本和彰君) 追加日程第10、同意第1号「監査委員の選任について」を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 同意第1号、監査委員の選任について。和水町監査委員に下記の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願い申し上げます。

記、住所、和水町中和仁1393番地、氏名、庄山忠文、昭和21年1月28日の生年月日であります。平成26年4月23日提出、和水町長、福原秀治。

提案の理由でございますが、監査委員を選任するに際しましては、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意を得ることが規定されております。これが、この議案を提出する理由でございます。皆様御案内のとおり、庄山忠文氏は、文字どおり町の中心として、議会の中核として御活躍をいただいております。必ずや監査委員としての重責をお果たしいただくものと信じて疑いません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(杉本和彰君) これで提案理由の説明を終わります。

本件については、地方自治法第117条の規定によって、庄山忠文議員の退場を求めます。

(庄山忠文議員退場)

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

庄山忠文議員の入場を願います。

(庄山忠文議員入場)

追加日程第11 承認第1号 専決処分の承認について

(平成25年度和水町一般会計補正予算(第8号))

○議長(杉本和彰君) 日程第11、承認第1号「専決処分の承認について(平成25年度和水町一般会計補正予算(第8号))」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) 承認第1号、専決処分の承認について。専決第1号、平成25年度和水町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告し、承認を求めるものであります。

予算書の見開きをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,337万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億339万8,000円とする予算が生じたので、平成26年3月31日付けで専決処分を行っております。

1ページをごらんください。まず歳入です。第2款から2ページの第15款、第2款の地方譲与税から2ページの15款県支出金までにつきましては、交付額が確定したところによる補正であります。主なものを御説明申し上げます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、これは自動車重量税の3分の1を譲与税として市町村に交付されるもので、当初5,300万円を予定しておりましたが、譲与額が確定したことにより444万9,000円の減額補正をいたしております。

次に、2ページの中ほど、15款県支出金、2項県補助金968万6,000円の減額となっております

が、内訳は総務費県補助金が14万8,000円の増額、農業費県補助金が223万9,000円の減額。林業県補助金が326万8,000円の減額、商工費県補助金が432万7,000円の減額補正をしております。これらは補助事業の事業費の確定等に伴いまして、補助金の額が減額、増額しているものであります。

2 ページの下段、17款寄附金ですが、これはふるさと応援寄附金の確定額であります。それから19款繰越金、前年度繰越金を2,285万,6000円、財源補正をしているところでございます。

3 ページをごらんください。21款町債です。土木費と教育費、合わせて2,590万円減額補正をするものであります。内訳は土木債、これが230万円の減額、教育債が2,360万円の減額で、いずれも財源組替えによるものでございます。以上、歳入補正の概要の説明を終わります。

4 ページをお開きください。歳出について主なものを御説明申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費432万6,000円を減額補正しております。1 項で総務管理費の減額ですけれども、雇用促進、緊急雇用促進事業として実施いたしました平野地区にございますふれあいの森の里山再生整備事業の委託料です。この事業規模が縮小したことに伴いまして減額をいたしております。

3 款民生費を合計375万2,000円減額をしております。1 項で社会福祉費241万9,000円、2 項の児童福祉費を133万3,000円それぞれ減額をしております。1 項の社会福祉費241万9,000円は、国民健康保険事業会計への繰出金で、国保会計の財源調整の措置であります。2 項の児童福祉費133万3,000円は、子ども・子育て支援事業計画に係る調査委託費の入札残によるものであります。6 項、農林水産業費は530万1,000円を減額補正しております。1 項の農業費361万5,000円は、小原下堰整備補修工事にかかるもので、実施設計をいたしましたところ、当初計画よりも安価な設計となったことから減額をしているところです。それから、2 項の林業費168万6,000円は、不用額の減額補正です。以上、歳出補正の主なものについて御説明を申し上げます。

次に6 ページをお開きいただきたいと思っております。25年度から26年度へ繰り越す案件6 件で、合計2 億2,142万5,000円を繰越しております。これは、地方自治法213条第1 項の規定によりまして、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立上の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。また、地方自治法施行令146条の規定、地方自治法213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する歳出予算の経費については、当該経費にかかる歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならないという規定がございます。

まず、第1 件目ですけれども、3 款民生費、2 項児童福祉費の次世代育成支援事業費307万8,000円を繰り越しております。これは子ども・子育て制度の改正に伴うコンピュータシステムの構築事業でございます。それから2 件目、6 款農林水産業費、1 項農業費、団体圃場整備事業経費2,700万円です。これは熊本県の農業基盤整備補助金を活用した農業用施設の改修事業費で4 件の改修工事を繰り越したものです。3 件目、同じく農林水産業費の1 項農業振興事務経費930万円ですが、これは津田地区の暗渠排水に対する補助金でございます。以上、3 件は、国の3 月補正で補正が成立いたしました関係上、25年度に事業ができず、26年度に繰り越すものでご

ざいます。それから4件目、土木費の道路橋梁費の用木米渡尾線道路整備事業6,602万7,000円を繰り越すものであります。5件目の同じく8款2項の道路橋梁維持管理費経費、これは1,602万円を橋梁の長寿命化修繕計画に基づき進めておりますけれども、二つの橋梁について改修工事を繰り越すものであります。6件目は、10款教育費ですが、学校統合事業費、これ1億円で、これは三加和小学校のプール建設事業分であります。以上、3件、4件目から5件、6件目につきましては、震災復興や災害復旧事業等によりまして資材が不足しておりました。それが主な要因でございます。

○議長（杉本和彰君） 本日の会議時間は、議事の都合によって、会議時間を延長します。

○総務課長（高木洋一郎君） 以上3件は、震災復興や災害復旧工事事業によりまして、資材が不足気味でございました。それが主な原因で、事業を次年度に繰り越すものであります。

7ページをごらんいただきたいと思っております。地方債の補正について御説明を申し上げます。2件の変更を行っております。1件目は学校統合事業費で3億610万円から2,360万円を減額いたしまして、2億8,250万円としております。これは、三加和地区の学校統合に伴う建設費が確定したことに伴う起債の実績によるものであります。2件目、単県道路改築事業負担金570万円から230万円を減額し、340万円としております。これは県道改良事業に伴う町負担分の起債減額でございます。以上、承認第1号、平成25年度和水町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 7番小山です。平成25年度の和水町一般会計の補正予算1,337万9,000円の減額の説明が今ございましたが、その中で1点だけお伺いいたします。ページ12ページです。歳入関係で款17款の寄附金、このことについてお尋ねします。なぜお尋ねするかといいますと、ふるさと納税については、非常に私も関心を持っておりますので、そのへんのこの内容につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、ふるさと応援寄附金384万9,000円の補正が上がっておりますが、これは何名の方々からの御芳志があっているのか。それから、その御芳志をいただきました方々の県名といいますか、どの地域からふるさと応援金が出ているのかわかりますならば教えてください。お願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 17款寄附金の増額補正384万9,000円の件で御質問をいただきました。県分が、県経由が2件ございました。直接が10件ございまして、合計の12件の御芳志をいただいております。それから、どこがどの地域が多いかですけれども、県内の方が4名でございます。残り8名は全国、東京、千葉から西の皆様でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい、よくわかりました。こういった御芳志をいただいた方々には町から返礼あたり等々がなされていると思いますが、現在の状況をできれば参考までに教えてください。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 和水町では昨年度ですけれども、お礼状とともに町の広報紙を1年間お送りいたしまして、ふるさとのお便りを差し上げているところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑ありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 関連ではありませんけど、ふるさと寄附金につきましては、我が町の財源増という意味合いから非常に大事な要素だろうと思って、私も目をつけていたんですけど、小山議員のほうから質問がありましたので、同議論になろうかと思えますけど、先ほど総務課長の御礼のところ、いわゆる広報誌と御礼の文書ということですね、これはやっぱり先日も熊日新聞に載っておりましたけど、全国的にながめすと、やっぱりその特産の品物をお送りするとかですね、約12件、今のところは12件ということです。これをやっぱり100件、200件ということに増やしていくためには、やっぱりそれなりの議員側も努力はしますが、これはなにせ執行部の問題ですので、執行部がやっぱりもっともっと汗をかいて、先ほど町長の所信表明ではございませんけれども、汗をかいて、泥をかぶってという、その気持ちでもっともっと増やしていく努力をお願いして、私の意見とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 森議員ありがとうございます。まさに、おそらく小山議員の御質問も同じ思いが腹にあったらと思う。このふるさと納税といいますのは、御芳志以外の何ものでもない、御篤志以外のですね。我が身で考えれば住民税といいますか、限らずですけどもね、住まずして税金を払っていただくんですから、ある意味では人口減の代替ということも考えられると思います。森議員のお話にございました熊日新聞、私も読ませていただきました。そのとおりでございます。ただし、何と言いますか、ほうぼうの自治体であんまりお礼ばやりすぎて、それで納税の資金ととんとんになってしまうというような例もございますそうです。ですから、このへんは執行部、あるいは直接の担当の職員とよくよく検討をいたしまして、また、議員の皆様方の具体的な御意見、あるいは御指導を賜りながら、なるべくその有り難い篤志に込めてまいるという方向で検討を進めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶものあり）

お願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

追加日程第12 承認第2号 専決処分の承認について

(平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第5号))

○議長(杉本和彰君) 日程第12、承認第2号「専決処分の承認について(平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第5号))」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長(石原民也君) それでは、承認第2号、平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第5号)の専決処分の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をする必要があったため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

予算書の見開きをごらんください。

歳入歳出予算の総額をから歳入歳出それぞれ7,887万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,314万9,000円とする予算が生じたので、平成26年3月31日付けで専決処分を行っております。

最初に7ページをごらんください。歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金948万円を増額しております。これは国庫の支給決定に基づく補正でございます。また2目高額医療費共同事業負担金13万7,000円の減額についても支給決定に基づく減額補正でございます。

続きまして、同じく国庫支出金の2項国庫補助金、1目財政調整交付金ですが、普通調整交付金を2,484万4,000円の減額、特別調整交付金を1,777万円の減額を行っております。なお、病院分につきましては64万円の増額となっております。合計で4,197万4,000円の減額補正を行っております。これも国庫の支給決定に基づくものでございます。

続きまして、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金27万4,000円の減額補正を行っております。これも交付決定に基づく減額でございます。同じく、6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金ですが、普通調整交付金を156万8,000円の増額、特別調整交付金を457万7,000円の減額を行っております。合計で300万9,000円の減額補正となっております。これも国庫支出金同様に交付決定によるものでございます。

次に、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金242万円を減額計上しております。

続きまして、8ページに移ります。同じく9款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、4,053万8,000円の減額を行っております。

続きまして、歳出の説明をいたします。2款に保険給付費、1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費4,500万円を減額しております。これは実績に基づく予算減額となっております。同じく2目退職被保険者等療養給付費においても2,000万の減額補正を行っております。これも実績に基づくものでございます。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費954万2,000円を減額、同じく2目退職被保険者等高額療養費も2,420万円の減額補正を行っております。また、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金255万円の減額補正を行っております。これは1人当たり42万円の9名、39万円の1名、計で10名という確定した実績に基づく予算減額となっております。

次に10ページをお願いします。11款諸支出金、2目直営診療施設勘定繰出金64万円を増額補正を行っております。これは、町立病院の繰出金であり、実績に基づく繰り出しでございます。

以上、簡単ですが、承認第2号の平成25年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）の専決処分の説明を終わります。以上です。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「すみません、議長」と呼ぶものあり）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 9ページの2款の保険給付費、2目の退職被保険者等高額療養費2,420万と言っておりますが、これは242万の減額の間違いでございます。すみません。失礼しました。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 全員起立です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

追加日程第13 承認第3号 専決処分の承認について

（平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））

○議長（杉本和彰君） 日程第13、承認第3号「専決処分の承認について（平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 承認第3号、平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号）の専決処分の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する必要があったため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

予算書の見開きから説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,380万6,000円とする予算が生じたので、平成26年3月31日付けで専決処分を行っております。

最初に5ページをお願いします。歳入から説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、現年度分20万円を増額、それから2目普通徴収保険料、現年度分354万円を減額しております。平成25年度の後期高齢者医療保険料の納付見込みを7,898万2,000円と見込んでおりましたが、年度途中の被保険者の死亡や転出等の異動によりまして、特別徴収分が20万円の増額、普通徴収分が354万円の減額、特別徴収分で調整しまして、保険料納付の総額が334万円の減額計上となっております。

次に6ページの歳出を説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金の被保険者保険料負担金334万円を減額計上しております。保険料は、市町村で徴収しまして、前月に徴収した保険料を翌月に広域連合に報告し、同月広域連合より保険料負担金の請求がございました。それに基づき、保険料負担金を支払っておりますが、今回3月分の支払額を1,185万1,900円と見込んで、予算残から支払額を差し引き、残額334万円を減額計上させていただきました。

以上で、承認第3号の平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第4号）の専決処分の説明を終わります。以上です。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

追加日程第14 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第14、同意第2号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 同意第2号、教育委員会委員の任命について。和水町教育委員会の委員に下記の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の御同意を賜りたくお願い申し上げます。

記、住所、和水町中十町124番地1、氏名、岡本貞三、生年月日、昭和26年9月7日となっております。平成26年4月23日提出、和水町長、福原秀治。

提案理由、教育委員の任命に際しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

岡本貞三氏は、学校教育現場で教壇に立たれるとともに、学校長等を歴任され、教育界での豊富な御経験を有しておられます。この4月で教育委員会委員の任期を迎えられたわけですが、前任委員の残任任期と残任期間も短かったこともあり、今後引き続き御活躍をお願いしたいと存じております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本同意事項に関しまして、私の不慣れさ、それから至らなさがございまして、議員の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことをこの場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げます。今後は、よくよく議員さんの皆様方とも御意見いただく、あるいは御相談を申し上げながら進めてまいりたく存じております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後5時23分

再開 午後5時25分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、各委員長より継続調査の申出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題にすることに決定しました。

追加日程第15 閉会中の継続調査について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第15、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査申出書一覧表のとおり、各委員長より、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第2回和水町臨時議会を閉会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後5時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

和水町議会臨時議長

署名議員

署名議員